

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成26年9月18日（木）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 鬼澤友直（横浜地方裁判所第6刑事部部総括判事）

裁判官 足立 勉（横浜地方裁判所第6刑事部判事）

検察官 江口昌英（横浜地方検察庁検事）

弁護士 藤本創吉（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 70代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 女性（以下「5番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは、平成26年9月の裁判員経験者の意見交換会を始めたいと思います。

私が横浜地方裁判所第6刑事部の裁判官の鬼澤です。本日の司会を担当させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、5人の裁判員経験者の皆さんに御出席いただきまして、御意見を伺うということになります。それから、裁判所、検察庁、弁護士会から各1名ずつ、この席に参加しております。

では、自己紹介をお願いします。

（裁判官）

同じく第6刑事部におります裁判官の足立と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

（司会者）

検察官お願いします。

(検察官)

検察官の江口昌英と申します。今年の4月から横浜地方検察庁に勤務しております、公判部で裁判員裁判を担当しております。よろしくお願いします。

(司会者)

弁護士さんお願いします。

(弁護士)

弁護士の藤本創吉です。よろしくお願いいいたします。意見交換会には昨年も参加させていただいて、有意義なお話をたくさん聞くことができました。今日はよろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、裁判員経験者の皆さんに関する個人的な情報を御紹介するわけにはいきませんので、皆さんが担当していただいた事件を紹介しつつ、裁判員経験者の皆さんに一言ずつ、その経験した全般的な感想をまず一言ずつお伺いするということにしたいと思います。

まず1番さんですけれども、1番さんは、ひったくり強盗の事件1件に窃盗が加わったというものです。事件としては被告人がバッグをどのように奪ったか、要するに反抗を抑圧するに足りる暴行かどうかという暴行の程度が争いになったのと、被告人の責任能力が争いになった事件を担当されました。審理期間は5日間であります。

では、1番さん、まずこういった事件を担当した一般的な感想を一言お願いいたします。

(1番)

まず最初に、裁判員に選任されたことについてですが、まさか自分が通るとは思いませんでした。それも、また当日お伺いして、なおかつその中から抽選で数名の方が当たると。その当たる確率だと思うのが数千分の1という確率で、考えてみる

とラッキーな話だったなど、こう思っています。

参加してみて感じたことなんですが、やはりいろいろな年代、職業をお持ちの方のそれぞれの意見が活発に評議等で交わされました。当然、自分の意見も述べてきたんですが、やっぱり様々な意見を持った方がおられるなど。そういう中で、いろんな証拠認定とか、犯罪の内容の確認、刑の重さ等を評議していく中で、そういう意見の違う方々が集まってどうやって意見をまとめていくのか、まとまっていくのかということに、多少の不安というか興味もありました。実際に評議していく中で、非常に裁判長、あるいは裁判官の人たちの進行の進め方、うまくやっているなど、こう感じました。反面、後ほどちょっと意見を述べたいこともありますが、全般的には、終わってみると、非常にスムーズに滞りなく裁判員の任務を個人なりに果せたんじゃないかなと、こう思っています。

以上です。

(司会者)

どうもありがとうございました。

では、2番の方の担当した事件について御紹介させていただきます。

2番の方の担当された事件は、2人組によるひったくりの強盗事件に自動車の窃盗、それからひったくりの窃盗が2件に無免許運転と、訴因がいっぱいある事件であります、特に最初のひったくり強盗事件については、財布をひったくって自動車で逃走しようとした際、ひったくられた財布を取り戻そうとした被害者が助手席窓から手を入れていることを認識しながら、35メートルほど走行して被害者を車と併走させて、さらに路上に転倒させて傷害を負わせたというような事件です。

この事件について争点としては、被告人が自動車を発進、加速させたときに、被害者が自動車に手を入れた状態であるということを知っていたかどうかということが、事実認定上争いになっております。審理期間は6日間でございました。

では、2番さん、全般的な感想をお願いします。

(2番)

最初に裁判員の案内を頂きまして、二、三日考えました。今はもう歳も歳ですし、正確な、あるいは明確な結論を出せるかどうかというのがちょっと心配だったんですが、長年生きてきた経験が少しでも生きることがあったらいいかな、少しは社会に貢献してもいいのかなということを考えまして、参加をした次第です。

裁判の全般的な印象を言いますと、当初非常に心配していたのは、先入観がありまして、裁判官とか検察官とか弁護士とか、非常に堅い職業の人であります、その雰囲気というのは私の今まで生きてきた人生の中ではありませんから、その辺のところを特に心配をしておったんですが、杞憂であります、非常に裁判官の皆さん、法律が分からなくてもそれをきちんと教えていただくというような、教えていただくのと評議をするのと一緒にやったような状態だったと思います。

今、御紹介ありましたけれども、5件の犯罪で当初はちょっと心配だったんですが、今、振り返ってみると、一番最初に車を盗んで、その後、連鎖的にひったくりを何件やったとか、それから無免許については、これはそれと別問題ですからいいんですが、車を盗んだ、それから車を使ってひったくりそのほかをやったというのを2番目、今もお話ありましたが、要するに、被告人になった人がある行為を認めると認めないということが非常に問題になりますて、それに物すごく大きく時間をとったと。証拠といつても、隣の助手席に座っていたもう一人の方がおったんですが、その人の証言ぐらいしかない、確たる証拠というのがなかったわけですね。その辺のところで、その人が認識したかしないかということで、相当長い時間をとったというふうに覚えております。

あとは、刑期について、これもやはりかなり長い時間、非常に時間を掛けて論議しました。その間の評議というのは、結構皆さん活発に論議をされて、ほとんどの人が納得した判決ではなかったかと、このように考えております。

以上です。

(司会者)

では、3番さんの担当事件。これは、2人組の少年による連續強盗事件というこ

とで、これもまた、連続強盗致傷7件の上に恐喝も1件あるということです。

それで、一番争点だったのが、被告人を保護処分にするのが相当かどうかというところが一番争われたということのようござります。

では、3番さん、全般的な感想を。

(3番)

まず、裁判員裁判を経験させていただいて、非常によかったですというのが終わつての感想かなと思っております。

よかったですという点で二つあるんですけれども、一つは今まで裁判員の方とか弁護士の方とか、あるいは近所の方とか、そういうのを全く知らない世界だったということで、最初に裁判所に来て選ばれて、これからこういうメンバーで裁判をやることになって、お会いしたんですけども、本当に、ちょっと変な言い方ですけれども、その辺にいるおじさんと一緒に裁判するという形で、結構親しみ持つて裁判ができたかなと思っています。この点が一つよかったです。

それでもう一つは、私が担当した事件というのは少年2人による強盗致傷という事件なんですけれども、やっぱり少年自身の資質の問題もあると思うんですけども、家庭環境ですね。そのところが非常に大きいかなというふうに裁判を経て感じました。そういうところでやはり私たちとか、あるいは国、あるいは地方自治体がやらなきやいけないことというのはたくさんあるんじゃないかなというふうに感じました。

以上です。

(司会者)

ありがとうございました。

では、4番さんの担当事件ですが、これは通行人の女性に対する強制わいせつ致傷ということで、被告人がその被害者を引き倒したり、意図して被害者の顔を踏み付けたりしたかどうかというところが、要するに犯行態様が争われたという事件のようございます。審理期間は4日間でした。

では、4番さん、お願いします。

(4番)

今回、思いも掛けず裁判員ということで、最初わけが分からぬまま、終日過ぎたんですが、その後はだんだんに分かってきました。裁判員をやらせていただいて、やっぱりよかったです。どういったことがよかったですかといいますと、裁判というものに、法律というものに、前は全然関心はなかったんですね。それが、ちょっと関わったことで関心を持つことができて、テレビでニュースなどを聞いていても、あるいは新聞を読んでいても、少しだけですけれども、意味がちょっと分かるようになったので、聞いているよりも少し身近になったかなというふうなところがありました。

あと、先ほどもおっしゃっていらしたんですけども、やっぱり法曹関係の方って、何かすごい遠い存在というふうに感じていたんですけども、今回、裁判長と裁判官の方と・・・。

(司会者)

やはり、その辺のおじさんみたいな感じだったですか。

(4番)

身近でいらして、ニュースとかで横浜地方裁判所の裁判長を見かけ、「あ」なんてテレビの前で叫んでしまったりなんてこともあります。

あと、なかなか私たちの人生の中で、名前も何も分からない方と一緒に、一つの目的にといいますか、題材でといいますか、一つのことで一緒に話し合ったり行動を共にするというのは、まずないと思うんですね。ですから、本当にそういった意味でもなかなかいい経験をさせていただけたと思っております。

以上です。

(司会者)

では、5番さんの担当事件を御紹介していきます。

5番さんの担当事件は、覚せい剤の輸入ということで、覚せい剤の輸入が2件、

それから覚せい剤合計80グラムの所持ということです。メキシコで共犯者から、日本に行って覚せい剤が隠された郵便物を受け取るように指示されて来日して、密輸の手口は医薬品のチューブ内に覚せい剤を隠して国外から輸送するというようなものでした。争点は情状関係でありまして、検察官の方は専らこれは報酬目的だということを強調されて、弁護人の方はメキシコで脅されて仕方がなくやったんだと。兄の手術費用を稼ぐ必要もあったんだというようなことが争われたという点であります。

では5番さん、全般的な感想をお願いいたします。

(5番)

やはり最初選ばれたときには、どうしようという気持ちの方が強くて、じゃ、どうしたらいいのかななんて考えても、何をしていいのかみたいなことで、その日にちが来てしまったというのが現実なんですね。それで、やはり最初に、事件がどんなものかというのを分かっていたのがよかったですかなというふうに思いました。

例えばこれが殺人事件とか、すごく残酷な事件だとしたら、ちょっと自分はそれに耐えきれたんだろうかとかということをやはり考えたと思いますので、それに関しては、覚せい剤ということだったので、まだ自分の気持ちの中では、殺人事件じゃなくてよかったですというのが正直な気持ちだったんですね。

それで、やはり被告人が日本人じゃなくて外国人だということで、やはり日本人との感覚とかというのが違うという部分があるんじゃないかなというのが、非常に私の中でもありますて、それをどういうふうにして判決に、どういうふうな形でまとめて上げるのかななんていうふうに思っていたんですけども、やはり裁判員の方と裁判長がそれをうまく調整して、非常に的確な判断ができていたんじゃないかなというふうに思っています。

それと、裁判員に選ばれたときは、もう、どうしようどうしようという気持ちで、不安がいっぱいだったので、冷静にいろんなことを考えるという時間もなかったんですけども、今、考えてみると、やはりどんな事件でも自分が傍聴席とかに立つ

て、裁判というのがこういうふうに行われるんだということを少し予備知識として持ってもよかったですかなというふうに思いました。

実際にはそういう時間がなくてできなかつたというのが現実ですね。でも、非常にこういう機会を与えられて、とてもいい経験ができたよかったですと思っています。

(司会者)

どうもありがとうございました。

そうしたら、手続の流れに従って、皆さんから今度はそれぞれの段階における御意見を伺いたいと思います。

今、御紹介したとおり、皆さんそれぞれ全く違った事件を担当しておられるということですので、証拠調べの点については、特に証拠調べの特質のある部分についてコメントいただくと。各段階で、裁判官、検察官、弁護士側から質問や意見を頂きたいなというふうに考えております。

最初から1番ばかりだと不公平になりますので、起点をずらしていきたいと思います。まず冒頭手続、法廷が始まりまして、被告人の名前とかを確認して、その後、起訴状が朗読されて、あなたやりましたか、やりませんかといった罪状認否の後に、冒頭陳述というのがあります。その冒頭陳述を聞いて感じられたこと、分かったか分からないか、早口だったか聞き取れなかったかと、内容的にどうかという点について、思い出す限りで結構でございますので、どうぞ御意見を頂きたいと思います。

では、2番さんからお願いします。

(2番)

検察官の冒頭陳述も、それから弁護士さんの冒頭陳述もよく分かったつもりでいるんですが、検察官の方に比べて弁護士さんの冒頭陳述がちょっと、裁判員を余り意識していないような陳述ではなかつたかなと思います。

(司会者)

どういう点でしょうか。

(2番)

要点を次々に並べておるんですが、例えば、冒頭陳述要旨の書面もこういった検察側からは我々が見ても分かりやすいような説明をしてくれたんですが、弁護士さんのものは、比べてみると。

(司会者)

デザインに工夫がないということですか。

(2番)

ええ。どこに重点を置いているかとか、こちらの方は分かりやすくて、こちらは余りよく分からぬ。満遍なく説明はしているんだけれども、どこに重点を置いているか分からぬ、というのが私の印象でした。

(司会者)

ありがとうございます。

では、3番さん、お願いします。

(3番)

私も同様ですね。多分、経験の違いがあるんじゃないかなとは思ったんですけれども、検察官の方というのは、刑事事件専門ですよね。普段からすると。弁護士さんの方というのは、多分、当番の人がやられて、そのところの経験というのがあんまりないのかなというふうに思ってですね。やはりここはアピールの場だと思いますね。裁判所というのは。

あと、争点というのをきっちと明確にしなきゃいけないのかなと思っていて、今回はもう公訴事実は争わないということで、もう皆さん一致しているんですから、その次の段階ではどこが争点なのかなということで、そこは保護処分にすればどうだというところで、やっぱりここでは許容性と有効性というのを争点にしていかないきゃいけないんですけども、そのところは言うんだけれども、ただ単に、変な言い方ですけれども、教科書に書いてあるそのまま、そんなようなものは誰でも分かっていることであって、それとは別に証拠がないといって、そのところをきち

っと事実に基づいて、主張すべきところを、今度、ここのところをこうですねということを重点に言わなきやいけないのかなというふうに思いましたよね。

(司会者)

一般論が多すぎたということですか。

(3番)

多過ぎ。一般論で、そんなの誰でも知っているよと、別に全然心に響かない。私はそう感じました。

(司会者)

はい、ありがとうございます。

4番さん、どうぞ。

(4番)

検察の方の要旨は、色付けしてあったりとかで、すごく見やすいですけれども、弁護人の方のは、本当に要点を書いただけということで、ぱっと見てその印象といいますか、余りカラフルでなくて、ここからちょっとかがいしたことは、やはり弁護士の先生はすごいお忙しいのかなとかというのは思いました。

(司会者)

はい、ありがとうございます。

では、5番さん、お願いします。

(5番)

検察官の方のこの要旨は、非常に分かりやすくまとめ上げられていましたし、とてもよかったです。

(司会者)

弁護人の冒頭陳述も分かりやすかったですか。この事件については。

(5番)

弁護人の方で逆に分かったことは分かったんですけども、やはり表とかになつていらない分だけ、文章でずっとつづられているんですが、読めば分かるんですけど

ども、ぱっと見て一目瞭然に分かるというものではなかったので、そういう違いがあったかなと。

(司会者)

1番さん、お願ひします。

(1番)

まず初めに感じたことは、弁護人と検察官がお互いに冒頭陳述を述べるんですが、資料のつくり方も大分違うなと。これ、オリエンテーションの仕方によって、例えば同じパートをつくるにも、我々素人が聞くわけですから、素人に分かりやすく説得力がある言い方をされているのと、あるいは専門的な用語を並べると、これによつて、全く経験のない我々みたいな裁判員がどこまで納得していけるのかなという、その資料づくりによっても差が出てくるのかなというふうに。私の事件にしてみると、検察側の資料はやっぱり事実に基づいて一つ一つ詳しくうたつていて。弁護人の方は、刑そのものは認めているんですが、その至るまでの内容についてのいろんなことを、いわゆる反論してくるんですが、やっぱりその説明の仕方、資料等については若干事実認定から、事実認定以外の多少感情的、感覚的な捉え方での弁護をしているように見受けられました。

(司会者)

感情的なところが混じっているんじゃないかという感じがしたということですね。

(1番)

はい。以上です。

(司会者)

皆さんから冒頭陳述について一通り御意見伺いました。では、批判が多い側である弁護士さんからコメントを頂きたいと思います。

(弁護士)

冒頭陳述については、弁護人はよく文句を言われるんですよね。分かりづらいなとか。ちょっと慣れていないところがどうしてもあるんですよ。普段の一般の事件

では、こういう冒頭陳述というのは、弁護人はしていません。裁判員裁判でやり始めたと。

一応、弁護士会としてもアナウンスはしているんですよ。冒頭陳述というのはこういうものだよとか言っているんですけども、どうしても弁護士って個々でやっているところがあって、十分に伝わっていないところがまだあるかなと思っています。

ただ、先週とかも弁護士会で、裁判員裁判の弁護とは、という形で研修をやったりして、少しでも全体の底上げをしようとは努力しています。ただ、今日の意見を聞いても、まだまだなんだなというのが思いました。

(司会者)

では、今度は、検察官からどうぞ。

(検察官)

検察官の冒頭陳述に対して、高い評価を頂いてありがたいと思っています。

皆様の今回の意見を参考にして、今後とも分かりやすく冒頭陳述などをやっていきたいと思っています。

(司会者)

検察庁はどういうふうにして、このレベルを高めているんですか。

(検察官)

基本的には、個々の経験と上司からの指導ということだと思うんですけども、弁護士さんでも刑事弁護専門にやっていらっしゃる方のその冒頭陳述は、特にすばらしいものが時々あって、そういう方のを見ると、この事件の今後の審理でどこを見てほしいのかというところを、注目すべき点を言って、それで何かインパクトを与えて、それで冒頭陳述を終わるみたいな、そういう冒頭陳述が取り分け刑事弁護を専門でやっていらっしゃる弁護人の冒頭陳述でよくあることで、そういう意味では検察官としてもとても参考にさせていただいて、検察官の冒頭陳述でも生かせないかというふうに検討してやっていますね。

(司会者)

裁判官から何かコメントありますか。

(裁判官)

お尋ねしたいのは、書面のつくり方だけじゃなくてプレゼンの仕方について、検察官の方が良かったとか、プレゼン自体は弁護士さんもなかなか上手だったとか、何か真ん中で出てきてやるとか自分の席でやるとか、いろいろあると思うんですけども、そこら辺の感想をお聞きしたいというのが1点と、もう一つは、冒頭陳述って証拠そのものではないんですけども、何かこれがもう証拠みたいな感じで、後の証拠調べとごっちゃになったりとか、そういうことはなかったのかと、その2点をちょっとお尋ねできればと思うんですが。

(司会者)

プレゼンの仕方について何かこの点を言ってみたいという方、どうぞ挙手をお願いします。

声が大きかった、小さかった、前に出てきて良かった、その辺りは。

(2番)

初めてなんですね。裁判所なるものに入る時は初めてでしたから、それが正しいのか、分かるのか分からないのかというのは、大体分かりますけれどもね。じゃ、それを裁判官なり、あるいは裁判員の方に説明するのは、それが当たり前なのか、下手なのかうまいのかって判断つかないんですね。判断できるのは、分かりやすいな、分かりにくいやうござらいで、映画みたいにプレゼンでうまくやれば分かりやすいでしょうけれども。

(裁判官)

例えば極論を言うと、書面をただ見るだけで棒読みというのがあるんですよ。被告人はそのとき何とか何とかで、それで、全然顔を見ないで、それは何やっているんだろうという、下手なプレゼンの極論はね。また、片や相手の目を見ながら、反応を見ながらというのもあるでしょうし、何かそこら辺でお感じになったことがも

し覚えていらっしゃれば、お聞きできればという趣旨なんですけれども。

(2番)

僕もあんまり顔は見なかったんですが、余りそういうことは記憶にないですね。ただ、感じるのは、最後に、それは一語一句恐らく間違っちゃいけないと思うんですね。ある程度棒読みになるのはしようがないんじゃないかなと思う。例えば、検察官が間違ったら、弁護士さんの方は追及するだろうし。だから、棒読みになるのもある程度やむを得ないんじゃないかなと、私は思います。

(司会者)

あと、冒頭陳述が詳し過ぎて、ほとんどその後行われた証拠調べとごちゃごちゃになっちゃったとか、そういういた御経験はどなたか。

(裁判員経験者の挙手なし)

それは特にお感じにならなかつたですかね。はい。

それでは、次のテーマにいきたいと思います。

次のテーマは、この部分を今日は一番力を入れて、時間を掛けてお伺いしたいと思いますが、証拠調べを行って感じたことと、果たしてこの事件にふさわしい立証活動というのがきちんとできているのかどうかという点を中心に、裁判員経験者の皆さんの御意見を頂きたいと思います。

では、今度は3番さんから、特に少年事件という辺りですけれども、その辺を含めた証拠の提出とか、その立証活動とか、その辺はどのようにお感じになりましたでしょうか。

(3番)

今回、被告人は少年2名なので、検察官の方は、その少年はこういう罪を犯したということを証明すると、証明する義務があるというふうに裁判官の方が言われたので、それに沿ってじゃないんですけれども、その意味でちゃんと証拠は出されていたんじゃないかなというふうには思います。

ただ、私、聞いていて感じたのは、本当に2人が、これ、2人というよりも本当

は3人なんですね。3人で、1人がもう成年になっていたので、別の裁判になったんです。

(司会者)

なるほど。

(3番)

裁判が2名と1名で、2件に分かれたんです。2名はもう全て共同正犯だと、3名ですね。それで、2名も共同正犯で同じような罪状で起訴されたんだというふうなことをおっしゃったので、本当にそうなのかなというふうなことは最後までちょっと疑問でした。だから、そういうのが本当にそれでいいのかどうかというのを、ちょっと私は考えなきゃいけないのかなと。

(司会者)

先ほどちょっと言及されていた、家庭環境の問題とか、その辺の立証なんかはどうなんだろうに。

(3番)

そうですね。そのところはありました。そこはもう裁判官もそうですけれども、弁護士の方からも、これまでの生い立ちですね。一人の被告人は2歳の頃から家庭内暴力を受けて、それが継父かな、あるいは母親の同居人とか、そういうところから暴行を毎日受けているということで、もう家出を数十回と重ねて、そういうところというのはやっぱり本当は情状酌量に値するのかなというふうにも思うんですけども。

(司会者)

少なくともそういう家庭環境にあったということは、十分裁判員としてよく分かったということですか。

(3番)

そうですね。それは、もう十分説明していただきました。

(司会者)

そこはうまく立証はできていたということですか。

(3番)

できていたと思いますね。母親ちゃんと証言台に立って、その辺は受けて。母親の知らないことも検察官、弁護人から話をされていたんで、よかったですかなと思いますね。

(司会者)

じゃ、少年の生育過程に関する立証については、特に問題は感じなかったということですかね。

(3番)

そうですね。ええ。

(司会者)

4番さん、お願ひします。これは強制わいせつ致傷のときの、暴行態様が問題になっているものですね。

(4番)

暴行態様の事実認定で、被害者の方も証人として来られて、ついたてを立ててだったんですけども。

(司会者)

遮蔽の措置がとられていたんですね。

(4番)

女性の裁判員も複数いたんで、ややもすると、その被害者の人の言うことをうのみにしてしまうのかなと思って心配しました。

(司会者)

被害者からの話を聞く段階で、その被害者から聞いてよく分からなかったとか、尋問の仕方が下手だったとか、そういうことは感じられませんでしたか。

(4番)

それは、ちょっと声が小さくなったりとかはあったんですけども。

(司会者)

どちらがですか。

(4番)

被害者の方だと思うんですけども。私はたまたま被害者の方に一番近かったので、よくお話を聞けたんですね。それで、やっぱり女性の方に思い入れしてしまいそうになるかなと思ったんですけども、皆さんといろいろ話し合って、こういう状況だったから、蹴っ飛ばしたんじゃなくて、要は悔し紛れに踏ん付けたんじゃないかとかという。

(司会者)

判決ではそういうふうになっているということですね。

実際のところ、例えば、引き倒したのかどうかとか、被害者の顔を踏み付けたりしたのかどうかというのが、なかなかその動作を証人の人に口で表現してもらうってなかなか難しい、そこが結構証人尋問で難しいところだと思うんですが、その辺は。

(4番)

そうですね。全部同じように私たちは酌み取れたかというと、どうかなとは思うんですけども。

(司会者)

人によって見方が違うところも出てきたということですか。

(4番)

そうですね。ですから、ある意味結論を出すに当たって、最初にそれぞれが意図することとは若干違っていたというか、少しづれはあったかなとは思うんですけども、それはそれでよかったですと思うんで、やはり公平に見なきゃいけないっていう、犯罪を犯したからこの人はもう全部、百あったら百悪いんだっていう、あと、被害に遭った方が言われるとおり、そのとおり百パーセントそうかって、頭からどっちかにというふうなことはしなかったんでよかったです。

(司会者)

被告人からも話聞いたんですよね。そのときどうやったかというのは。

(4番)

はい。

(司会者)

その辺は、そっちも分かりやすかったですか。

(4番)

はい、大丈夫でした。やっぱり裁判というのは、普通ちょっとこういったことは、一般の公衆の面前じゃできない、したくないなというようなことまで、全部出てくるんだなというのは思ったんですけども。

あと、すみません。執行猶予制度についてですが。

(司会者)

懲役3年、4年間の執行猶予という判決になったんですね。

(4番)

結局、執行猶予の意味が全然分かっていなくて、単に刑が猶予されるぐらいしか分かっていなかったのですが、その裏にどういった意味合いが含まれるのかということが、刑が猶予されるということ以外にもあるんだということが分かりました。

(司会者)

それは、どういうことですか。

(4番)

例えばこの人の場合、懲役3年で執行猶予は4年ですよね。執行猶予のうちに何かすると、こっちと新しい刑をまた受けなきゃいけないということですね。その猶予の間に、何かやったらというのは、自動車事故とかでもすごいことをやってしまった場合に、結局、裁判になら刑罰を科せられるようにならざるを得ないということになっちゃうというんで、そういう意味があるんだというのを分かりました。

(司会者)

社会復帰したときの、万が一の事故による有罪の可能性というのも考えたということですか。

(4番)

はい。そういう危険性もあるわけだからということで。今回、この方というのは、わいせつ致傷なんですけれども、すごい凶悪な、もう目を覆うようなというような罪を犯した人じゃないんで、そこまで社会的制裁を受ける必要があるかというようなことも考えました。

(司会者)

5番の方、お願いします。

(5番)

証拠調べに関するものとしては、非常に分かりやすく説明が頂けたと思います。メールの内容なども男役、女役の方に分かれて、ちょっと劇じゃないですけれども、そういう感じで分かりやすく説明されたものなどもありまして、非常に良かったのかなと思う。

ただ、そこまでやる必要があったのかなというような意見もありましたので、分かりやすくやっていただけで、それがそういう形に表れたんだなと、私個人的には思ってはいるんですけども。分かりやすかったということにおいては、大変よかったです。

(司会者)

覚せい剤を輸入するとか、覚せい剤80グラムとかというような、普段全然経験したことないような話なので、どう実体験としていったか。

(5番)

そうですね。本当に実際の生活に、テレビでそういう人が捕まったとかそういう形でしか自分の身近にあるものではないので、ちょっと見せられたときは、これが覚せい剤かというような感じで、なるほどなというふうに思いましたけれども。本

本当に覚せい剤を密輸して営利目的ということで、やはり責任というか刑罰的には重い刑だと思いますので、それに関しては裁判員、裁判長の方と納得いくまで評議して、ある程度正しい判決が下せたのではないかなというふうに、自分なりには思っています。

(司会者)

覚せい剤の害悪についても、十分立証はされていたということですか。

(5番)

そうですね。はい。すごく分かりやすく説明されました。

(司会者)

1番さん、お願いします。

(1番)

事件の内容は、80代の老婆というかおばあさんが、あるところで後ろから突き飛ばされて手提げバッグをひったくられたと、こういう事件だったんです。私にしてみると、単なるひったくりかなと思っていたんですが、裁判を進めていく上で、そもそもまず罪名が強盗致傷、初めびっくりしましたね。強盗か、致傷かと。たかがひったくりと思っちゃいけないんだろうけれども、私はそう思いました。

内容からすると、バッグの中に数千円のお金が入っていると、それをひったくつたと。ひったくるときに強く引っ張ったので、その反動でおばあさんが倒れたと。倒れた反動で、顔とか顔面に数針縫うような傷を負ったと。ゆえに強盗致傷と。それで、強盗致傷というと、執行猶予が付く罪ぐらいの内容だと3年ぐらいと。重たい刑だと6年と。あれ、すごい悪いことなんだなと、大変なことをこの被告人はやったんだなというふうに。

(司会者)

実際のところ、要するに、そのおばあさんが抱えているバッグをそっと引っ抜いたのか、それとも無理やり引っ抜いたのかというところが争いになっていて、そこを証拠調べしたわけですよね。証拠調べを聞いてみて、どんな感じですか。ど

つちが本当かというのは、分かりやすかったのか。

(1番)

その辺が、やはり証拠調べの中に、いろんな写真、けがの内容、それからひたくるまでのプロセス、どのような形でどのように引っ張ったからこうなったということを非常に分かりやすく検察官の方で説明されていました。我々もそれを判断する過程で、かなり納得いく内容でした。ただ、犯人の方がそのときの状態が薬を飲んでいるような状況だったと、その犯行を行った瞬間には覚えていないと、こういうふうなことを申しまして、そこの認定をどういうふうにしていくかと。

(司会者)

責任能力も争われているということですね。

証拠調べの中で、お医者さんからもお話を聞かれましたよね。専門医のお話はいかがでしたでしょうか。

(1番)

専門医の話は、一般的、ごく一般的に当たり前の話で、説得力からいくと、被告人からすると、ちょっと不満なところも感じたんじゃないかなというふうに私は思いました。

(司会者)

お医者さんの話を聞いて、当時の被告人の精神状態がどういう状態だったかというのによく分かりましたか。

(1番)

その辺が、やっぱり犯行内容、犯行を進めた時間、内容、それから、その周囲の状況等からすると、やっぱり一般的に見たときに、やはりこれはどう見てももうろうとしているようなときに起こすようなことじゃなくて、間違いなくある意識を持って実行に移ったと、こういうふうに我々自身は、聞いていく中で納得したわけです。

(司会者)

はい、ありがとうございました。

では、2番さん、お願ひします。

(2番)

私が参加したのは、20代初めの方、先輩、後輩の仲だったというんですが、その人たちが今、非常に話題になっている違法、危険ハーブですが、これを買うお金がなくなっちゃったからひったくりでもやろうかということで相談をして、たまたま物色して歩いているときに、エンジンが掛かったままの車があったもんだから、ちょうどいいやとそれに乗つかって、それで、その車に乗って3件のひったくりを行ったという事件です。

ひったくりの最初は、40代の女性だったと思うんですが、娘さんと一緒に夜中に近所のコンビニに買い物に行って、そのコンビニに入ったのをたまたまその2人の被告人なんかが見ていて、あれをやろうかということで、女性がコンビニから出てくるのを待って、2人のうちの1人がひったくって、車へ飛び乗って逃げようとしたときに、女性の方が追いかけてきて、車の前の窓につかまって、それで「返せ、戻せ」と大声で騒いだけれども、運転手、この方が被告人の方ですが、運転手の方が車を出したために引きずられて、その結果手を離して転倒して、確か膝と肘ですか、これにけがを負ったと、これは事後強盗だということですね。

(司会者)

争いとしては、運転手がそのつかまっていることを知っているかどうかですね。

(2番)

つかまっているので、認識しているかいないか。声を聞いていたか聞かないかということの争いでしたね。

(司会者)

その辺りは、証拠調べを聞いてみて、分かりやすかったでしょうか。

(2番)

証拠調べでは明確に、聞いたか、聞かなかつたというのは分からなかつたです。

(司会者)

証拠調べ 자체では、すぐには判断つかなかつたけれども、その後、評議の中で。

(2番)

ええ。評議の中でだんだん煮詰めていって、それで結論は、聞こえていたはずだということで、判断を。あとの2件はですね。

(司会者)

5件全部ありましたけれども、それがごっちゃになつたりとかは。

(2番)

あと3件の方は、本人も認めまして争点になりませんでしたから、混乱はしませんでした。要はやつたかやらないか、聞いたか聞かないかの、その判定ですね。それが非常に難しかつたということを覚えています。

(司会者)

ありがとうございました。

先ほど、証拠調べに関して皆さんから感想をお伺いしました。おおむね何かそんなに、証拠調べが分かりにくかつたというようなお話は聞かれないとろでありますけれども、こういった証拠調べのやり方について、普段なかなか直接裁判員の皆さんからお話を伺う機会がない、検察官、弁護人から是非質問をしていただきたいと思いますが、今度は検察官からいかがでしょうか。

(検察官)

1番さんと4番さんでしたか、暴行態様が問題になつていて、実際にその被害者の証人尋問が行われたと思うんですけども、その被害者の証人尋問の際には、検察官の質問とそれに対する被害者の答え、口頭の答えだけでよかつたのか、あるいはそのほかに、被害者にその場でこうやられたんだということを法廷内で再現をしたのか、あるいは捜査段階で再現した結果を写真を撮ったものを、一通り証言で出た後で、被害者に確認して、このとおりですねという形で補つたのか、どういった形の証人尋問が行われて、それが分かりやすかったのか、あるいは悪か

ったのかをちょっと教えていただければと思います。

(4番)

今おっしゃったことで全てといいますか、一通りありました。写真とかも見た覚えがありましたし。検察の方が被害者の方に質問してということもありました。被害者の方が、やっぱり言いにくいというのもあったと思うんですよね。それで、自分から進んでというふうではなかったと記憶しています。

(司会者)

この事件は、公訴事実を見ますと、同女をその場に引き倒したというふうに書いてあるところが、判決の認定だと、同女を後方に引き寄せ同女がバランスを崩して路上に仰向けに倒れたっていう、認定がちょっと違ってきているんですけども、それは、証拠調べを聞きながらよく分かったということですか。

(4番)

証拠調べは、その被害者の方がおっしゃっていたことと、被告人の方の言っていることと、整合するかということですよね。それで、ちょっと無理があるんじゃないのかというような、早く言えばそういったようなことだったんですよ。いろいろな理由があって、それは無理やり引き倒してじゃなくて、バランス崩して倒れたというふうに判断したということだったんですね。

(司会者)

引き倒されたときの、どういう形で引き倒されたというのは、なかなか言葉では難しい、表現しにくいですよね。そのときに、例えば、こういうふうに倒されましたと動作で証人の方はやったのか、それとも、当時つくった写真、再現写真みたいなのを見せてもらってやったのか。

(4番)

再現写真は、その引き倒したということを直接示す写真ではなかったです。

(司会者)

引き倒した部分は、あくまでもやっぱり口頭でということになるんですか。

(4番)

そういうことですね。ですから、なおさらこの被告人の方と言っていることのすり合わせじゃないですけれども、その二つの両方からこうだということを導き出すということになりました。

(司会者)

検察官が聞きたいのは、その辺がうまく聞き出せていたのかどうかという点ですが。

(検察官)

認定から見ると、結果的にはだめだったみたいですね。

(4番)

はい、そうですね。するっとはいかなかつたですけれども。

(検察官)

そのときに、例えばその再現をしたような、被害者が再現をしたような写真があれば、少しイメージできて、供述を明確にイメージできたのかどうか。

(4番)

それはどうでしょうかね。そこまでしちゃうと、私たちがイマジネーションを働かせて。

(司会者)

誘導が強過ぎるということですか。

(4番)

はい。かもしれないです、それは。やっぱりそういう一つの形にしてしまうと。

(司会者)

見え過ぎちゃう。

(4番)

はい。同じように被告人の方のと同じように出してくれるんだつたらいいんですけれども、どっちかがっていうんじゃ、人間の目に焼き付いちやうみたいな。

(司会者)

刷り込みが働いてしまうということですか。

(4番)

はい。ちょっとどうかなというのは思いますね。

(司会者)

やっぱり尋問技術で賄うしかないですね。

弁護士さんの方からは何か質問ありますか。

(弁護士)

1番さんは、さっきお医者さんが来たということなんですけれども、1番さんも被害者の方って証人として来ましたか。

(1番)

本人は81歳で来られなかつたんですが、代理人の息子さんが来られていました。

(弁護士)

そうやって証人の形で直接人が来て話を聞ける、いわゆる証人尋問という形のものと、あとは、言い分を書面にしたものを受け取った検察官なり弁護人が読み上げる形で人の言い分って聞くことがあると思うんですけども、どうですかね。直接やっぱり関係者とか、その事件に関わりがある人というのにできるだけ法廷に来ていただいて話を聞きたいか、あるいはそこまで必要ないかという点はどうですかね。

(1番)

それは、本人が来れば一番生々しく説明できるだろうし、代理人が話すのとは違うと思いますよね。ただ、その本人が高齢者で、例えば病を持ってたり、こういう条件下ではやっぱり来られない場合もやむを得ないと。できれば本人が来れば一番いいなとは思いますがね。

(司会者)

2番さんはいかがでしょうか。

(2番)

私も、被害者の方が来ていろいろ説明なさったんですが、私の場合は必要ないと
思いましたね。ただ、被害者が出てくれば、裁判員の方に好印象を与えるということ
とは間違いないと思います。ただそれだけだと思いますね。

(弁護士)

4番さん、どうですか。やっぱり直接関係者の方からお話を聞きたいとか、あるいは
被害者の言い分も書面に書いてくれて、それ聞けば分かるよということなのか。

(4番)

事情が許す限り来ていただいて、お話ししていただくというのが一番よいと思
います。

(司会者)

それでは、次に進みたいと思います。

次は論告弁論を聞いて感じたこと。最初、冒頭陳述はオープニングのテーマみた
いでして、論告弁論というのは審理を総括して、検察官としてはこう思う、弁護人
としてはこう思うということを最後にアピールする場面でありますけれども、この
点についての感想を皆さんからお伺いしたいと思います。

では、今度は4番さんからお願ひします。

(4番)

記憶によりますと、全然分からなかったとか、すごい分かりにくかったという印
象は残っていないんで、ですから、それまでのまとめをそれぞれのサイドから言つ
ていただいたということだと思います。

(司会者)

すごい分かりにくいという印象はないけれども、すごく分かりやすかったという
印象もなかったんですね。

(4番)

いや、でも、一番最後なので、もちろん分かりやすくまとめてくださっていると
いうのは事実あります。

(司会者)

先ほど、冒頭陳述では結構検察官と弁護人、力の差があるとかいうようなお話をされたすけれども、論告弁論はそんなことなかったんですか。

(4番)

はい、そちらは大丈夫だったと。最初は、いろんなことが印象が強過ぎるといいますか、まだ慣れないというのもありますし、もう最後の方はいろんなことが分かってきてますので。ただ、一番初めのところは、あくまでも書面の印象ですとか、あとは、うつむきかけんで言われたりとかって、そういう印象の問題等も結構あつたので。一番最後のところは全体の流れも分かっていますので。

(司会者)

では、5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

どちらも分かりにくいということは、正直なかったと思います。

ただ、検察官の方がこういうふうな形でプレゼンの仕方というか、まとめ方がすごく分かりやすくまとまっていたので、見やすかったし理解もしやすかったかなということですね。じゃ、弁護側が分かりにくかったかというと、そういうことではなくて、最後なので、事件の概要も全部把握していますし、もう全て言いたいことは双方言っていただいたし、それは分かりにくかったということはないんですが、強いて言えば、そういうまとめ方の違いがあったかなというぐらいですね。

(司会者)

メキシコ人の被告人の思いがよく伝わってきましたか。

(5番)

そうですね。はい。

(司会者)

1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

検察側の論告説明、非常に視覚によるいろんな説明がかなり説得力があったんじやなかろうかと思います。反面、弁護人側の方は、多分こうだったんだろうというような表現に近かったと、この差が非常に大きく感じました。

(司会者)

2番さん、どうでしょうか。

(2番)

最初と同じなんですが、特に分かりにくいとか、そういうことはなかったと思います。

印象にあるのは、最初の冒頭陳述のときに弁護人の方が、疑わしきは罰せずというようなことをちらっとおっしゃったような気がしたんですが、それをよく覚えておいてくださいということを言ったんですが、それに対する最後の論告のときに、それに値するような説明があったかどうかというのは、ちょっと余り記憶に定かじやないんですが、あんまり印象になかったというようなことがあります。

それと、あと、これは私個人ですが、いろんな説明を聞きながらメモをとるというのが非常に難しくて、聞いているともうどんどん先に進んでしまう。メモをとつているとどんどん聞き損じてしまうというので、なかなか肝心なところをメモらずにいってしまったというようなことも多々あったと思います。そういう意味では、裁判官というのはすごいなど。もう一言一句というほどきちんとメモをとっているんですね。あのときはこういう立場、このように説明したよねと言うと、これはこうだということですよとすぐ。これは、裁判官ってすごいなと思いましたね。我々はそういう教育を受けていませんから、要点だけメモしろ、要点に集約しろという教育法を受けていましたから。

(司会者)

メモに集中しちゃうとメモが目的になっちゃって、本当に何があったかって考えていただかなくちゃいけない、そちらに気がとれなくなっちゃうということですね。

(2番)

そうなんです。だから、聞きながらメモをとるというのは、なかなか難しいと思いましたね。

(司会者)

3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

双方に言えるんですけれども、例えば検察官の方なんですけれども、求刑の中でこの文章を読むと、この事件は少年による強盗致傷等に当たるが、極めて悪質と言っているんです。極めてってどういうことと。すごく主観的なんですよ。極めてというならば、じゃ、どういうのが極めてじゃなくて、どういうのがもっと、そのところを明らかにしてもらわないと分からぬ。ただ単に極めてといつても、じゃ、10件が極めてなのか、あるいは1件でも致傷の程度がこういう場合は極めてですよとか、そういう客観的なことが分からぬにもかかわらず、そういう言葉を使うというのは、私はいかがかなと思いましたけれども。

これは、一応弁護人にも言えるんですけれども、弁護人は、保護処分は軽い処分と言われていたんです。軽いってどういうこと。重いってどういうのですかと。そこは分からぬんですよ。すごく主観的ですよね。軽いとか重いとか極めてとかつて、そういうのはやはり申しわけないけれども、言うんならば、そういうレベルをはっきりさせて言ってほしいなと。そうじゃなきや分からぬですね。

(司会者)

一通り、論告弁論について御意見いただきました。

では、今度は弁護士さんから質問をお願いします。

(弁護士)

弁論はそんなに厳しいことを言われなかつたので、特にここはお飛ばしになつてもいいかなと思っています。

(司会者)

それでは、次に評議の秘密に触れない範囲で構わないんで、評議に当たつて感じ

たことを皆さん、率直な御意見を頂きたいと思います。

5番の方からお願ひします。

(5番)

評議ということに関して、どういうふうにしてまとめ上げていくのかというのは、ちょっと私の中では全然未知のものだったんですけども、裁判官と裁判長の方がうまくそれを、私たちの考えを引き出すような形で話を持っていっていただけたので、その流れに乗って私たちは話を、自分の意見を言えたというふうなところだったんですね。非常にその流れとしては、この事件に関しては、よかったですというふうに私個人は思っています。

(司会者)

発言がどうも十分しきれなかったとか、そういったことはなかったですか。

(5番)

そこまではなかったと思います。比較的自由に自分の意見をそれぞれ言えたのではないかなと思っています。

(司会者)

では、1番さん、お願ひします。

(1番)

自由活発に話すという場づくりはしていただいているんですね。当然、一人一人の個人は自分の考え方、信念に基づいて発言するんですけども、この裁判というものに関しては、この主観を取り入れちゃいけないんだなということを感じました。

(司会者)

その辺が難しかったですか。

(1番)

はい。

(司会者)

2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

私も似たようなことなんですが、裁判員とは何だろう、どういう立場なんだろうということを考えまして、やっぱりニュートラルな立場で、被害者側にも立ってはいけないだろうし、それから犯人側にも立ってはいけないだろうし、これを守るというのが非常に難しいということがよく分かりました。やはり裁判員というのは中間的な立場で公正にやらなきやいけないんだろう、それを守るというのは非常に難しいなと思いました。

(司会者)

皆さん、ニュートラルな立場で議論しようと思っても、そのニュートラルの範囲の軸がちょっと違うということですか。

(2番)

どうしても傾くと思うんですね。

(司会者)

その軸が違うところを、みんな評議の中でまとめていくということですね。

(2番)

ええ。それが非常に難しいと思いましたね。

(司会者)

3番さん、どうでしょうか。

(3番)

二つあるんですけども、一つは、私なんかそうなんですけれども、法学部出ているわけじゃないんで、法律関係はさっぱり分からないです。じゃ、量刑ってどうなのかなというので、今回の場合、複数の犯罪を犯したんで、刑法なんか見ると、一つの犯罪だと何年、何年ってあるんですけれども、複数の場合の規定ってないんですね。そのところを詳しく説明していただいて、複数だと倍とか、あるいは半分とか、そういうことでこういう範囲で決めればいいんだなということを説明して

いただいているんですね。あと、進め方も、本当に皆さん順番に公平に、皆さんの意見を言ってもらえるような場づくり、これは非常に印象に残りました。よかったですかなというふうに思います。

(司会者)

4番さん、どうでしょうか。

(4番)

量刑決めてしまつていいのかなというのではありませんでした。量刑決めるときに、そのグラフとか見せていただいたりとかで、参考にするんですけれども、その意味合いが余りよく分かっていなくて、それで、その意味というか、はっきり自覚して見られてはいませんでしたね。

(司会者)

グラフを見ても、直ちにそこから答えが出るわけじゃないんですよね。

(4番)

実際は、もうそこで話して、裁判長と裁判官とどうだのこうだのしていただいて量刑出すことができたんですけども。これ、後でうちに帰ってきて何日かして自分なりにそしやくしていて思ったんですけども、一々くりにわいせつ致傷の場合はこうですと。それで、弁護側の方からもこの量刑でみたいなことをされて、それである一定のことが出たんですけども、でも、やっぱりそのわいせつ致傷といつても、実際この人のしたこと、あと、ほかの人がしたわいせつ致傷と、実際のケースの振り幅がすごいあるというので、その中で決めなきやいけないという、そういったところで決めるための材料としてそのグラフとか、そういうところだと思うんですけども、そこら辺がちょっとうまくいっていなかった。それで、そういう振り幅がすごいあって、そういった中で、私たちがそういうふうに決めるというのはどうなのかなって、いろんなケースを見てこられている専門家の方で決めてもらう方がいいのかなとも思います。

(司会者)

評議の関係、何か当事者側からの質問ありますでしょうか。

検察官からどうですか。

(検察官)

評議の際に、論告弁論で配布する、論告メモなり弁論メモは参考にしているかどうか、あるいは、求刑ですけれども、検察官の求刑の重みってどのぐらいあるのかなというの、ちょっと興味があるところなんですが。全然その評議の場になると、もう裁判員、裁判官の量刑の感覚だけで議論をするのか、あるいは、検察官はこう言っているんだけどねみたいな、検察官の求刑はこれぐらいなんだけれども、それが妥当なのかどうかとか、そういった視点で検討されているのかどうか、差し支えなければお願ひします。

(司会者)

5番さん、いかがですか。

(5番)

そうですね。比較的尊重していたんじゃないかなと思います。やはり、まとめ方とかが非常に分かりやすかったというのもありました。

(司会者)

きちっと、検察官が何を言っているかということも確認した上で。

(5番)

参考になったと思いますね。

(司会者)

4番さん、いかがですか。検察官の意見というのは、どれぐらい評議の中で反映されているのか、併せて、弁護人の意見というのは、どれぐらい評議の中で反映されているのか、抽象的に。

(4番)

評議の中で、それぞれに出していただいたものを確認すると、それぞれが強調されたいところが書かれているわけですよ。それを参考にして、あとは、一般市民

から見て、そのケースであればどうだったのかって、その心情的な部分ですが、そういういたものなんかもあって判断していくということで、出していただいているものは、どれぐらいというのは、表現はちょっとできないんですけども、やっぱりこれを基に私たち判断したんで、それぞれ出していただいたものは、絶対に必要なものだと思います。

(司会者)

1番さん、いかがですか。

(1番)

状況証拠があるかないかによって、検察官の言いたいことが変わってくると思うんですよね。私の裁判の場合は状況証拠がかなりありましたので、検察官のつくった資料については非常に納得性があったと。逆に弁護人の方がそういう面で反論資料が、非常に事実に基づいた資料が少なかったもので、裁判員に対するインパクトというものが少なかったんじゃないかなと。

(司会者)

そうすると、検察官の論告が大分参考になって、それは多分証拠の手厚さが裏付けであったということですかね。

(1番)

そういうことですね。はい。

(司会者)

2番さん、いかがですか。

(2番)

検察側の求刑とか、弁護側の弁論のされたものとか、余り記憶にありませんから、恐らくあんまり話題になっていないと思います。私の記憶ですけれどもね。むしろ、システムがありましたよね。同じような犯罪を犯した人はこれぐらいの刑にされているという。

(司会者)

量刑検索システム。

(2番)

ええ。それを見て、なるほどなということから始まったような気がします。

(司会者)

3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

そうですね。申しわけないんですけども、あんまり話題には上らなかつたかなと。両方ともですね。必要があれば、やっぱりそういう客観的事実ですね。事実認定を十全にやって、第一事件はこうですね、こうですねと、そういう事実を皆さんで確認しているんだということで、最後に、量刑どうしますかというのではなくて、それは、検察官がこう言っているとか、そういう話は全くなくて。そういうことで、申しわけないんですけども、あんまり参考になっていないと思いますね。参考って変ですけれども、出していただいた事実は、証拠は参考にしますけれども、何年ですというところは、余り参考にならなかつたかなと思います。

(司会者)

弁護士さんから何か質問ありますか。

(弁護士)

今回、皆さん担当したものを頂いた最初のとき、否認事件が多かつたなという点もあって、聞くタイミングがあれば聞こうと思っていたんですが、これ、事実認定と評議と重なります。あとは、先ほど1番さんか2番さんが、弁護人側が疑わしきは被告人の利益にみたいなことを言ったと言っていて、その疑わしきは被告人の利益にというのは、多分裁判官も皆さんに最初に説明されたんじゃないかなと思うんですよ。イメージ的に、疑わしきは被告人の利益について、どの程度のことを考えていらっしゃるのかなと。

(司会者)

評議の中で疑わしきは被告人の利益というのをどの程度考えながら評議したかと

いう質問でいいですか。

(弁護士)

結構です。

では、1番さんからお願ひします。

(1番)

そういうルールなんだから、やむを得ないと思いますね。

(司会者)

それで、評議のときは常に頭にありましたか。

(1番)

ありましたね。るように努めました。それを逆に言うと、弁護人の立場でもあり、検察側の立場でもあると、こういうふうに思わないかんということで、持念を持ちました。

(弁護士)

では、先ほどのお話で、そういうふうな疑わしきは被告人の利益にと思いながら挑んでいたけれども、弁護人がその点について疑念を差し挟むまでの立証ができなかつたというような感じですか。

(1番)

そうですね。私はそう思います。

(弁護士)

分かりました。ありがとうございます。

(司会者)

2番さん、どうでしょうか。

(2番)

特にその部分が、私の担当した事件でもあったんですね。どうしても本当かなというものが両方に言えることなんです。被告人の方にも、それから、被害者の方にも、本当かな、本当かなという疑念等はいつもあって、それをどういうふうに判断して

いくかというのは、非常に難しかったと覚えてます。

いろんなその周りの人の言動とか、そういうことからだんだん追っていって、やっぱり聞いている、最初言った方のは聞いているはずだな、聞こえないはずがなかったということで、決着したんですけども。

(司会者)

やっぱり結局は、疑わしきはという、疑わしきというところまでいかない。

(2番)

疑わしきということでいいたら、もう五分五分。どっちが正しいかなと考えますからね。

(司会者)

要するに、五分五分のレベルにも達しなかったということになるの。

(2番)

そこまではちょっと言い切れませんけれども。迷ったことは確かです。

結局、皆さんのお議論を聞いていて、やっぱり知っていたんだろうなというところに落ちついたと思います。

(弁護士)

ようだという程度ですかね。

(2番)

完璧にということじゃないですね。百パーセントじゃないです。

(弁護士)

分かりました。ありがとうございます。

(司会者)

3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

私は、百パーセントだと思っていますけれども。百パーセント客観的に事実がない限りは、それは罰しちゃいけないんじゃないかなと思いますよね。だから、そこ

は検察官の義務だと思いますね。百パーセントこの人が犯したというふうなことを客観的に証明するのが、検察官の仕事だと思っています。

(司会者)

4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

はっきりしない根拠の下には、罰することはできないです。

(司会者)

そういう気持ちで臨まれたんですね。

5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

私が参加した裁判では、被告人が最初から認めているということもあって、そういうことはちょっとこの裁判においては考えてはいなかつたです。ただ、個人的にというか、今、皆さんの担当した事件のことを聞いて、やはり疑わしいということだけでは罰してはいけないのでないかなというふうには思います。

(司会者)

それでは、次に一通り評議が終わって、判決を迎えるわけですが、判決言渡しを終えて感じたこと。これは、一通りのお仕事を終えてという形になりますが、その辺の感想を、先ほど5番さんから回りました。今度は、1番さんからお願いします。

(1番)

冒頭申し上げたように、私的にはひったくり事件と思ったんですが、評議をしていく中で、強盗致傷で6年という刑が妥当だったのかと。そんなような感じが、いまだにしています。個人個人で感じることが違うと思うんですが、私の場合は、そういう感じました。

(司会者)

2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

量刑について、いまだにこれでよかつたかなと思っています。

ちょっと余談的になりますが、今回の事件の一番の始まりは、その車を盗まれたところから始まっているんですね。この車が盗まれなかつたら、あの3件の事件は起きなかつた。車を路上に放置したまま中へ入つてしまつた、犯罪を誘発するよな行動ではないだらうか。

それから、これは評議でなくて休憩時間にみんなで雑談しているときに、女性陣に総スカン食つたんですが、夜中にコンビニに買い物に行くようなことはおかしいんじやないかと言つたんですよ。今、こんなひつたくりとかいろいろあるのに、夜の夜中で女性だけでコンビニに買い物に行ったのはおかしいよと言つたら、そんなのは当たり前ですよといつて総スカン食いましたよ。そういうようなことがありました。

それで、今、二十歳そこそこの青年が長期間の懲役になつたわけですが、これが正しかつたかどうかというのは、いまだに迷つています。そういうことです。

(司会者)

3番さん、どうでしようか。

(3番)

量刑については、決まつたんでしようがないんですね。それは、ちゃんと服役していただきたいなと思っているんですけれども、終わつて感じたのは、これ、2人、いわゆる少年なんですね。18歳で。これから長い人生あるかなと、本当に更生できるのかなと。今や、ちまたで言われているのは、再犯率って50%ぐらいあるんだという話があるんですね。本当にそういうふうにならないように、彼ら自身の気持ちもそうなんですけれども、周りのサポートってすごく大切だなと、そのところを強く感じましたね。

(司会者)

ありがとうございます。

4番の方。

(4番)

裁判員って何だろうなと思いますね。一般庶民が被告人の人生にうんと関わるわけですよね。だから、そこまで責任持てるのかなって思いますよね。でも、法律に関心を持つようになって国から仕向けられたんだなと思って、自分としては納得しているんですけども。

あと、裁判というのは、やっぱりすごい生々しいというか、すごいなというふうに、そんな凶悪な事件ではなかったんですけども、こういうものなのかというのを実体験できたというのは、今までになかったし、これからもないかなとは思うんですけども。すごく勉強になりました。

(司会者)

5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

やはり量刑決めるときが一番難しかったですね。基本的には、法が人を裁くということなんでしょうけれども、やはり自分たちがその評議に関わっているときは、何か人が裁くんじゃないかなというような錯覚をちょっと持ったりもして、本当にこれでいいだろかということをやっぱり考えました。それで、思った以上に一人一人の、私たちの裁判員としての意見が反映されるんだなというふうに思って、非常に責任のあるお仕事なんだなということを自覚しました。

(司会者)

では、お時間の関係で、最後にまとめて皆さんからお伺いしたいと思います。裁判所、検察庁、弁護士に対する要望、それから、裁判所の裁判員制度の将来について考えること、併せて、将来裁判員を担当される方に対するメッセージ、これはウェブサイトにも載りますので、そういういったメッセージなんかありましたら、どうぞおっしゃっていただければと思います。

2番さんからお願ひします。

(2番)

要望というと、ちょっと大げさなんですが、弁護士さんにお願いしたいんですが、強盗とか傷害とかそういうものの裁判については、どうしても被害者側に立った考え方というのが裁判員の方にもあると思うんです。私と同じように。だから、そういうハンディを負っているんだから、よほど被告人側に立って弁護をしていただきたい。いろんな方法はあるでしょうけれども。どうもこの前の裁判では余りそういう熱意は感じられなかった。はっきり言いまして。やっぱりハンディを負っている分、検察側の方が有利だと思うんです。それで、僕は、弁護士さんはその辺のところをよく知っていただいて、被告人のために頑張っていただきたいと思いますね。

(弁護士)

はい、分かりました。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

弁護士さんには、2番さんがおっしゃったことがそのままだと思うので、繰り返しはしないです。

あと、裁判員裁判制度についてなんですけれども、当初、考えていたよりも多分、今は審理に要する時間というのは長くなっているんじゃないかなというふうな気がします。私の場合も6日間あったんですけども、やっぱり1週間丸々休むというのは、結構負担があるのかなというふうにも考えていまして、そのところをやはりもう少し参加しやすいように、例えば3日間やって、あと2週間空けてから3日とか、分割するということも考えてもいいんじゃないかなと。今まで一括でやつた方が負担が少ないんじゃないかなという話もあったんですけども、これだけだんだん長期になってくると、逆に一遍にやるともう多分普通の会社員の方は休めないということがありますので、そのところの見直しも必要なんじゃないかなというふうに思います。

あと、もう一つ、これで最後だと思うので。今年、裁判員裁判制度が始まって5年目ということで、5月に一斉に報道機関からその感想みたいなことが出たと思うんですけども、それを私、参加していた立場で聞いて、あれっと思ったんですね。何かというと、裁判員になると、その方のアンケートを裁判所はとられていて、最初はすごく不安だったと、でも最後に終わってみて、95%の人がすごくいい経験だったと言っているわけですよ。そういうのがまず最初に来ないんですね。何が出てきたかというと、例えば、死刑判決を出して、そのときに関わった人がP T S Dとか、そういう興味を引くようなことにまず最初に行っていると。それって違うんじゃないのと。やっぱり客観的な事実、もうよかったですよということをまず言って、でもそういうこともありますねということですね。公平に言わないといけないかなと思いました。ここはすごく私は言いたかったことですね。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

要望は、これといってございません。すごく大変な仕事を皆さんされているなというのは思います。

あと、すごく他愛ないことなんですけれども、まず最初に名簿に載りましたよというおはがきが来て、はがきが来たということは呼出しがありますよというのが、それを頂いた段階で全然分かっておりませんで、ですから、もっと呼出しあるよというのが分かっていると、もっと身構えてじゃないですけれども、できたんじゃないかと思うんですよ。それで9月の末ぐらいになって、何もお知らせが来ないから、もう裁判員の呼び出しないわねって思ったんですね。そうしましたら、そう思った1週間以内ぐらいに、書留で横浜地方裁判所ってこんな茶封筒が来て、「あ」と思ったんですね。

(司会者)

それははがきじゃなくて、最高裁からの封筒で来て、中にいろいろパンフレットとかDVDとか。

(4番)

はい、そうなんですけれども、そこがちょっと自分としても。

(司会者)

分かりにくかったということですね。

(4番)

はい。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

私の場合も裁判所からこのぐらいの封書が来て、「あ」と思って、いつなんだろう、いつなんだろうって最初は身構えていたんですけども、そのうちに時間がたって半分忘れていました、呼出しが来たときに「あ、そういえば」ということで、それまでがすごい長い期間、数か月あったんですね。それで、呼び出されてここで裁判員に決まってから、実際に裁判参加するまでのその期間がちょっとやはり短かったかなという感じが。仕事の調整だとか、いろいろな調整をするのに、ぎりぎりだったかなという感じでしたね。だから、もうちょっとお時間を頂きたかったかなというふうなのが正直な気持ちです。

(司会者)

大体、毎年の名簿で、翌年1年間に選ばれる、候補者として呼び出される可能性のあるというのは、10倍ぐらいの方々の名簿をつくるものですから、その中で、いつその人が当たるかというのは、1年間のどこが当たるか、我々も分からないんで、あなた、6月頃当たりますよとか予告できればいいんですけども、それができないシステムになっているんで、なかなかそこは難しい。ただ、1年間のうち

呼出しの可能性が高いですよということは言えると思うんですね。

(5番)

私の場合は、5日間裁判所に通ってきたんですけども、やはりそれ以上長くになると、ちょっと厳しかったかなというようなことをやっぱり思いました。5日がやっぱり限界だったかなというふうに思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

1番さん、どうでしょうか。

(1番)

私は、選任方法についてのちょっと意見なんですね。皆さんおっしゃっているように、私の場合は、1週間に2日間だけ拘束されて、あとはフリーな立場なんですね。人それぞれ、いろんな仕事を持った人と持っていない人、あるいは、病気の人とか病弱な人とか看病しているとか、こういう条件があるもので、できたら、事件の重みによって、例えば、3日間ぐらいで裁判が終わるものとか、1週間、これは5日間かかるとか、7日間、それを分類的に分けて、例えばAの3日間ぐらいで終わる裁判については、例えば比較的出席が難しい、やむを得ず呼び出されても出席が難しいサラリーマンの方とか、かなり仕事の重責を持っている方で厳しい方に對しての当てはめをして、私みたいにフリーな立場だったら、強いて言うと、長くてもいいよとかね。こういう選別をしてもいいんじゃないかなと、このように思いますが。ただ、今、一括的にランダムにぼんぼんでしょ。ですから、どういう事件のものがどれに当たるかというのは分からない。これも、合法かもしれませんけれども、ある程度参加者の状況を選別した上で、裁判の重みによっての選任を考えたら、非常に難しいと思うんですが、こうなると意外と入ってきやすいんじゃないかなと。

(司会者)

最初に名簿をつくった段階で、皆さんの状況が分かっていればいいんですけど

も、我々は、お名前と住所しか分からぬものですから、その辺は名簿に載った皆さん全員について調べた上で、この人は3日コース、この人は5日コースって分けすることはちょっと難しいかと思います。

(1番)

そうであれば、一時判断で呼んだときに、アンケートをとって、あなたはどういう仕事をしていますか、どういう事情で出られますか、そうとった上でふるいに掛けていったらいいんじゃないかなと、僕は思います。

(司会者)

そういう点、十分考慮させていただきたいと思います。

(1番)

できたら、非常に助かるんじゃないかなと思いますね。

(司会者)

では、一通り意見交換を終わりました。

最後に、出席の検察官、弁護士さん、裁判官からコメントを頂いて、締めたいと思います。

では、検察官、お願いします。

(検察官)

貴重な意見を頂きまして、どうもありがとうございました。

裁判員の皆さん、本当に真剣に誠実に裁判に当たられているということがよく分かりまして、検察官も気が引き締まる思いで、今後も一生懸命、裁判員に分かりやすく努力した訴訟にしていきたいと思っています。

(司会者)

では、弁護士さん。

(弁護士)

評議に際して、皆さん本当に真剣に考えていました、あるいは判決が終わった後でもいまだにあの量刑でよかったですということを悩んでいると、そういうことを聞

いて、つくづく裁判員の人たちって一生懸命熱心に考えててくれていたんだなと、その中で、それに対応するぐらい弁護士側は、その頑張り、熱心さに対応するぐらい頑張らなきやいけないと、やっぱり思いまして、今日、2番さん、3番さん、あるいはほかの方たちに、弁護士もっと頑張れというのは、今日、遠慮なく言っていただいて本当によかったです。

私、刑事弁護の神奈川の横浜弁護士会広報部会というところに所属しておりますので、こういう皆さんのがんを一般の会員にも伝えて、頑張れよというようなことを伝えていけたらなと思います。

今日はありがとうございました。

(司会者)

では、裁判官。

(裁判官)

いろいろな話を聞けてよかったですけれども、やはり刑を決めることがどんなに難しいことなのかということ、そして、皆さんのがそれに直面して悩んで、今でもという辺り、重く受け止めさせていただきたいと思います。

自分自身も悩みながらやっているんですけども、まさにこれからも裁判員の方と一緒に悩みながら、一番いい結論を出せるように頑張っていきたいと思っています。

本日はどうもありがとうございました。

(司会者)

それでは、今日の意見交換会はこれでおしまいということです。皆さん御協力ありがとうございました。